

LTV テレビ加入契約約款

株式会社ラッキータウンテレビ（以下「LTV」という）とLTVが行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（「加入契約」という）は、以下の条項によります。

第 1 条（サービス提供）

LTVは、サービスを提供する区域（以下「業務区域」という）内においてLTVのサービス提供に必要な施設（以下「本施設」という）を設置するとともに、加入者に次のサービスを提供します。

- （1）テレビジョン放送（多重放送を含む）の同時再送信サービス。
- （2）FMラジオ放送の同時再送信サービス。
- （3）有線テレビジョン放送施行規則第2条3号の規定にいう「自主放送」番組サービス。この自主放送番組の内容については、ベーシック番組・ペイ番組とコマーシャル番組とします。
- （4）BSデジタルテレビ放送及びBSデジタルラジオ放送の同時再送信サービス。

第 2 条（契約の単位）

LTVは、引込線1回線ごとに1つの加入契約を締結します。但し、集団加入者については、別に定めます。

第 3 条（契約の単位）

- （1）加入契約は、加入申込者が加入申込書の記載の定め、並びに、この約款を承認し加入申込書に必要事項を記入の上提出し、LTVがこれを承認した時に成立するものとします。
- （2）加入者は、引込線設置工事についてあらかじめ地主、家主、その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日問題が発生した場合、LTVは責任を負いません。
- （3）LTVは、前項の規定にかかわらず引込線を設置し保守することが技術上、経営上困難なとき、又は、引込線設置工事に過大な費用がかかるときは、加入契約の申込を承認しないことがあります。

第 4 条（加入金・利用料）

- （1）加入者は、別に定める加入金、及び、利用料をLTVに支払うものとします。
- （2）加入者は月払利用料をサービスの提供を受け始めた日の属する月から毎月支払うものとします。年払利用料は初回分を加入申込時に支払うものとし、2回日以降はサービスの提供を受け始めた日の属する月の翌年の月より毎年支払うものとします。

オプションのサービスを受けた場合は月払・年払利用料の他にオプション利用料を毎月支払うものとします。

- （3）やむを得ない事由によりLTVが第1条に定めるサービスの提供が出来なかった場合でも、利用料の減額は行わないものとします。但し、10日以上に亘ってそのサービスの提供が出来なかった場合は、当該月分（2ヶ月に亘り10日以上20日未満継続してサービスの提供が出来なかった場合は初月分）の利用料は無料とします。

- （4）LTVは社会、経済情勢の変化に伴い利用料を改定することがあります。その場合は、改定1ヶ月前までに加入者に通知します。

但し、前納額を支払った加入者の未経過期間については、これを据え置くものとします。

(5) LTV が設定した利用料の中には、NHK の放送受信料（衛星放送の受信料を含む）等の放送サービス視聴料は含まないものとします。

(6) 利用料には、プログラムガイド費が含まれています。

第 5 条（料金の支払い方法）

(1) 加入者は、加入金、利用料等について、別途 LTV が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

(2) LTV は、原則として、加入者に対して請求書、及び領収書の発行は行わないものとします。

第 6 条（コンバーターの貸与とセットトップボックス（以下「STB」という）の買取）

(1) コンバーター本体は、LTV の所有とし、加入者に貸与します。又、契約解除時には、コンバーターは LTV に返却するものとします。

(2) 加入者は、別に定める利用者案内に従ってコンバーターを使用するものとし、故意、又は、過失によるコンバーターの破損紛失等の場合には、その補償相当分を LTV に支払うものとします。

(3) STB は利用者の貝取とし、維持管理は自己責任とします。

第 7 条（施設の設置及び費用）

(1) LTV は、本施設のうち放送センターからタップオフまでの設置に要する費用を負担します。加入者は、タップオフの引込端子から受信機までの設置に要する費用を負担します。但し、自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者敷地内及び宅内において特別工事を必要とする場合は、加入者はその費用を負担します。

(2) 本施設の設置工事は、LTV 又は LTV の指定工事業者が行うものとします。

第 8 条（施設の所有関係）

本施設のうち、放送センターからタップオフ出力端子までの施設、及び、コンバーター本体は LTV の所有とします。本施設のうちタップオフ出力端子以降すべての施設（但しコンバーターを除く）、及び、第 7 条で規定した自営柱、地下埋設設備は、加入者の所有とします。

第 9 条（施設の維持管理）

(1) LTV は、放送センターから保安器までの施設について維持管理します。

(2) 加入者は、LTV の施設の維持管理の必要上、LTV のサービス提供が一時停止することを承認するものとします。

第 10 条（故障・保安等に伴う責任負担）

(1) LTV は、提供する放送サービスの受信に異常が生じた場合、これを調査し必要な処理を講じます。

(2) LTV の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者施設による場合は加入者により、修復に要する費用を負担していただきます。又、加入者施設の故障によって生じた損害についても加入者により損害賠償していただきます。

(3) 加入者が、自己の故意又は過失によって第 8 条に親定する LTV 所有の施設に故障を生じさせた場合は、加入者によりその修復に要する費用を負担していただきます。

第 11 条（天災に関する事項）

(1) LTV の施設には保安装置が設けられていますが、落雷等により加入者の受信機が破損

した場合は、LTVはその責任を負わないものとします。

(2) 天災によりLTVの施設が破損した場合は、LTVはその責任を負わないものとします。

第12条(利用に係る加入者の義務)

(1) LTV、又は、LTVの指定する業者が本施設の検査修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入の承認を求めた場合は、加入者はこれに協力するものとします。

(2) 引込線に線条その他の導体を連絡すること、及びコンバーターを改変してサービスを無断で受信することを禁止します。

第13条(契約台数)

(1) 本施設に加入申込書に定める台数を超える受信機を加入者が接続することを禁止します。

(2) 加入者が前項に違反した場合は、加入者がLTVのサービスの提供を受け始めたときに遡って、LTVに対し加入者は該当料金を支払うものとします。

第14条(サービスの無断使用、営利使用の禁止)

法令により、加入者がテープ、配線等によりLTVのサービスを第三者に提供すること、及び対価を受けてLTVのサービスを第三者に譲渡することを禁止します。

第15条(一時停止)

(1) 加入者は、LTVのサービス提供一時停止又はその再開を希望する場合、直ちにその旨をLTVに申し出るものとします。この場合、一時停止を申し出た日の属する翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は、第4条の規定にかかわらず無料とします。

(2) 一時停止期間中は、原則としてコンバーター及び引込線をLTVまたはLTVの指定工事業者により撤去工事を行うものとし、コンバーター及び引込線の撤去工事に伴う費用、並びに、再開時のコンバーター及び引込線の設置工事に伴う費用は加入者が負担するものとします。コンバーターは、一時停止期間中LTVに返却するものとします。

(3) 一時停止の期間は6ヶ月以内とします。一時停止の申し出の日より6ヶ月を経過しても、再開の申し出がない場合は契約解除となります。

第16条(設置場所の変更)

(1) 加入者は、次の場合に限り、コンバーターの設置場所を変更できるものとします。

一、同一敷地内での設置場所の変更。

二、移転先がLTVの業務区域内で、且つ最寄りのタップオフに余裕がある場合。

(2) 加入者は、前項の規定により、コンバーターの設置場所を変更しようとする場合は、その旨を申し出るものとします。

(3) 加入者は、前2項の規定による変更による費用を負担するものとします。

第17条(解除)

(1) 加入者は、加入契約を解除しようとする場合、解除を希望する10日以前にLTVにその旨を申し出るものとし、LTVがその確認をして成立するものとします。

(2) 前項による解除の場合、LTVは引込線を撤去します。引込線の撤去に伴う工事費については加入者負担とします。

契約解除の際、加入金及び月払利用料・年払利用料は加入者に返還されません。

(3) 第1項による解除の場合、加入者は第4条の規定による利用料を当該解除の日の属する月の分まで支払うものとします。

(4) 第1項による解除の場合、LTVの施設の撤去に伴い加入者が、所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者は、その復旧費用を負担するものとします。

(5) 加入者が加入金、工事費、利用料等をLTVの指定する支払期日までに支払わなかった場合、LTVは加入者に対し、その旨を通知するものとします。通知後7日以内に入金のない場合はサービスの提供を停止いたします。サービスの提供停止後1ヶ月以内に入金のない場合は、加入契約は解除されたものとします。

第18条(加入者の義務違反による解除)

(1) LTVは、契約約款に違反する行為があったと認められる場合は、加入者に通告のうえサービスの提供を停止し、あるいは、加入契約を解除することがあります。

(2) 加入者は、前項によりLTVのサービスの提供を停止され契約が解除となった場合は、直ちに約款によるすべての権利を失います。

(3) 加入者が、第12条2項の定め違反した場合は、加入者がLTVのサービスの提供を受け始めた年月に遡って、LTVに対し、加入者は当該約款に定められた利用料相当額を、別途支払うものとします。

第19条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が発生した場合は、LTVと加入者は、契約の締結の趣旨に従い双方誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第20条(規約の改正)

LTVは、この約款を総務大臣に届け出た上、改正する場合があります。この場合には、改正内容を適用する1ヶ月前までに加入者に通知するものとします。

第21条(契約の申し込みの撤回)

(1) 加入申込者は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、申し出によりLTVの確認をもって申込みの撤回又は当該加入契約の解除を行うことができます。

(2) 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、加入申込者からの申し出によりLTVが確認した時点で効力が生じます。

(3) 第1項の規定による加入契約の申込みの撤回等を行った者は、加入金の還付を請求することができるものとします。但し、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると認められるときは、この限りではありません。

第22条(契約の有効期限)

契約の有効期限は、契約成立から3年間とします。但し、契約期間満了の10日前までにLTV及び加入者のいずれかからも何らの意思表示のない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第23条(B-CASカードの取り扱いについて)

BSデジタル放送用ICカード(以下「B-CASカード」という)に関する取り扱いについては、株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に別途定めるところによるものとします。

以上